

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第83号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年4月27日 09時20分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北第2区塩浜第1号岸壁 大阪府大阪市所在の大阪南港沖防波堤灯台から真方位121°2.4海里付近 (概位 北緯34°35.4′ 東経135°27.7′)
事故等調査の経過	平成25年6月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第二十一 ^{ますえい} 益栄丸、499トン 132741、上野海運株式会社 B 貨物船 第八日 ^{にっこう} 鋼丸、499トン 140231、朽木汽船株式会社 C 貨物船 第十五 ^{さいわい} 幸丸、199トン 136561、有限会社島本海運
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） B 船長B、四級海技士（航海） C 船長C、不詳
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾部上甲板通路のカーテンプレートに曲損 B 船首部フェアリーダー及びその上部のカバーパイプに曲損 C なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、阪神港堺泉北第2区の塩浜第1号岸壁（以下「本件岸壁」という。）で離岸作業中、C船は、船長Cほか4人が乗り組み、本件岸壁に船尾着けで係留中、A船が巻き揚げ中の錨鎖の上にC船の錨鎖が交差している状況を認めた。 船長Cは、離岸作業中のA船が停止している状況を見たので、先に錨鎖を巻き揚げて離岸することとし、機関を使用せずに左舷錨を巻き揚げていたが、途中で巻き揚げができなくなったことから、巻き揚げた錨鎖を放出し、C船を本件岸壁に右舷着けした。 A船は、C船が途中まで錨鎖を巻き揚げ、錨が絡んだ状態で岸壁側に移動して着岸したので、船首を約90°左転し、船体を本件岸壁と平行にして錨鎖を巻き揚げ、絡んだ錨鎖を外すために機関を後進にかけ、絡んだ錨が外れたところで後進行きあしを止めるために前進をかけたところ、後進の行きあしはほぼ止まったものの、西風に圧流さ

	<p>れ、平成25年4月27日09時20分ごろA船の左舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、本件岸壁に船尾着けで係留中、船橋にいた船長Bが、A船の錨鎖とC船の錨鎖が絡み、錨鎖を外すためにA船が機関を使用してB船に接近している状況を認め、機関の運転準備をしていた頃、A船とB船とが衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>本件岸壁は、長さ約400m、対岸まで約240m、対岸付近には浅所があつて航行可能水域は約200mであり、本事故発生時、6隻が船尾着けで係留していた。</p> <p>A船は、4月24日、左舷錨を投入して錨鎖5節、約125mを伸出し、本件岸壁に船尾着けで係留した。</p> <p>B船は、4月26日、右舷錨を投入して本件岸壁に船尾着けで係留していた。</p> <p>C船は、4月26日、左舷錨を投入して錨鎖4節、約100mを伸出し、本件岸壁のA船とB船の間に船尾着けで係留していた。</p> <p>A船とC船は、錨鎖が交差していることが判明した際、どのように外すのか、電話又はVHFを使用した詳細な打合せを行っていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし、C あり</p> <p>A あり、B なし、C あり</p> <p>A あり、B なし、C なし</p> <p>A船及びC船は、阪神港堺泉北第2区の本件岸壁で離岸作業中、A船の錨鎖の上にC船の錨鎖が交差している状況を認めた際、両船が連絡を取り合って詳細な打合せを行っていなかったことから、C船が錨鎖を巻き上げて両船の錨鎖が絡み、A船が、絡んだ錨鎖を外す作業を行い、本件岸壁に係留中のB船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船及びC船が、阪神港堺泉北第2区の本件岸壁で離岸作業中、A船の錨鎖の上にC船の錨鎖が交差していることを認めた際、両船が連絡を取り合って詳細な打合せを行っていなかったため、C船が錨鎖を巻き上げて両船の錨鎖が絡み、A船が、絡んだ錨鎖を外す作業を行ったことにより、本件岸壁に係留中のB船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・錨鎖が交差した場合には、連絡を取り合って詳細な打合せを行うこと。 ・他船に係留している場所近くに投錨する場合には、発航の際、自船の錨鎖が他船の錨鎖に絡まないような位置に投錨すること。